

5 多企財第 2 4 4 号
令和 5 年 1 0 月 1 6 日

各部（局）長 殿

市長 阿部裕行
（公印省略）

令和 6 年度（2024 年度）予算編成方針（通達）

令和 6 年度は、現在策定を進めている第六次多摩市総合計画に本格的に取り組む最初の年度である。地球温暖化による気候変動などの環境問題、少子化・高齢化の進行による人口減少等が進んでいくと想定される中、これらの課題に取り組むことで、基本構想で掲げた将来都市像「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」の実現に向け、未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちを目指して取り組んでいく必要がある。

一方で本市の財政は、市税収入は堅調にあるものの、大幅な増収は見込めない中、ふるさと納税による流出額が年々増加しており、歳出は増加を続ける社会保障関係経費、大型公共施設の更新や改修等が控えている中、財源の確保が課題となっている。

また、これまで様々な工夫や対応を行い、行政運営を支えている職員の日頃の努力に対して感謝を述べると共に、各部・局ともこれまで以上に創意工夫を凝らし、事業の統廃合や仕組みの転換など大胆な見直しを行い、改めて職員一人ひとりが現状を認識したうえ、全職員が一丸となって全庁の総力を挙げた新年度予算編成に取り組むものとする。

については、令和 6 年度予算編成方針を以下のとおり定めるので、本通達に基づき予算を編成されたい。

〔国及び東京都の状況〕

国の令和 5 年 9 月の「月例経済報告」では、わが国の景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある、としている。

国の令和 6 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する、としている。

一方、東京都の令和 6 年度予算は、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都政の諸課題の解決に取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること、及び都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスの向上のため、デジタルによるサービス改革を深化させるなど、社会構造の変化を踏まえて制度や仕組みのあ

ップグレードを図りながら、強靱で持続可能な財政基盤を堅持する、としている。

〔本市の財政状況〕

令和4年度決算は、市税がふるさと納税による他自治体への流出額が拡大したものの、一部企業の業績の回復や、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いてきたこと等による所得や消費の回復により5.8億円ほど増加したが、物件費や公債費の増加により、経常経費充当一般財源は、11.5億円増加したことから、経常収支比率は1.7ポイント増加し87.2%となった。

歳入の柱である市税は、令和4年度はこれまでのピークであった平成11年度を上回り過去最高額となったが、中長期的には、人口減少や高齢化の進行等により一人当たり納税額の減少が想定される他、ふるさと納税の利用者の増加に伴い、税収の他自治体への流出額が約1億円増加するなど、先行きを厳しく見据える必要がある。

令和6（2024）年は物流業界等で働き方が大きく変わること等、人件費や物価高騰について先行きが不透明であり、さらに毎年増加している社会保障関係経費や令和10年前後に更新時期を迎える大型公共施設の更新など、財政負担が増大することも見込まれている。また、近年、財源不足となり10億円前後の財政調整基金等を取り崩して予算を組んでいる状況を踏まえ、これらの状況を全庁で共有し、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかなければならない。

また、普通交付税の不交付団体である本市は、景気動向や国の制度改正による影響を受けやすく、特に景気後退局面ではその影響が大きいことから、税制改正や社会保障制度などの動きについて十分見極めるとともに、国や東京都をはじめとする関係機関に対し、適時適切な働きかけを実施していく必要がある。

〔令和6年度予算編成の基本的な考え方〕

令和6年度は、コロナ禍から緩やかに回復しているとはいえ、経済動向については先行き不透明であり、厳しい財政状況が続いていることから国や東京都の最新の情報を把握し、新たな歳入確保に努めること。

一方、この状況下で変容を迎えている社会動向や新たな行政ニーズを踏まえ、既存事業の必要性を精査し、業務の棚卸・見える化を行い、デジタルなどを活用した行政サービス・内部業務の改革を推進し、歳入歳出両面における事業の見直しや再構築を行うことにより、持続可能な行財政運営を堅持していくものとする。以下を基本的な考え方として新年度予算編成に取り組むものとする。

1 【アフターコロナへの取組】

コロナ禍では、手法の見直しやデジタルツール等の活用した業務手法の転換など、様々な工夫や取組を進めてきた経過がある。社会全体がコロナ前の状況に戻りつつある中においても、これらの取組をコロナ前の状況に戻すのではなく、コロナ禍での経験を踏まえ、活かすような取組を進めること。

2 【総合計画の着実な取組】

令和6年度は、第六次多摩市総合計画を本格的にスタートさせる年度であることを踏まえ、総合計画に定める施策を着実に進めること。3つの重点テーマについては、下記に基づき取り組むこと。

(1) 環境との共生

カーボンハーフの目標年度である2030年度を見据え、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーへの転換等の取組を進めていくこと。また、これまでにない異常気象が続いていることを踏まえ、その影響への適応強化と地球環境の負荷軽減への取組を推進すること。その他、市民とともに環境配慮行動のムーブメントの醸成を目指すとともに、グリーン購入の推進、紙資源やプラスチックの削減、光熱水費の抑制等に努め、市民に対し率先垂範の姿勢を示すこと。

(2) 健幸まちづくりの推進

市民の健康と幸せを後押しし、健幸まちづくりを更に計画的・体系的に推進すること。社会経済活動が戻りつつある中において、コロナ禍で変化した市民生活に目を向け、市民の健幸的な生活の獲得につながっていくような取組を推進していくこと。また、令和7年には2025年問題と言われている、団塊の世代がすべて後期高齢者となっていくことから、様々な課題に対応していく必要がある。健幸まちづくりは全世代を対象としていることから、高齢世代の健幸づくりと併せ、子育てに適した環境の維持・充実を図り、若い世代の流入・定着の促進につながる取組も強力で進めること。

(3) 活力・にぎわいの創出

多摩市国土強靱化地域計画のもとで安全・安心な地域を構築するとともに、デジタル技術の活用や多様な人材の活躍を通じて、ニュータウン再生やまちの賑わい創出、地域共生社会の実現に向けた取組を積極的に進めていくことで地域経済の発展や市民生活の向上につなげること。また、若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるとともに、まちの魅力を高め、これを発信していくことで、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画を着実に推進させること。

3 【持続可能な行財政運営に向けた取組の強化】

限られた予算と人財で持続可能な市政運営を行いながら、最適な市民サービスを提供していくため、事業の必要性や手法の有効性を一から見直した上で、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の実施、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や公民連携の積極的な活用など、既存概念にとらわれずに効率性の向上を図ること。また、失敗を過度に恐れることなくチャレンジする風土を醸成し、新たな発想・しくみに基づく積極的な取組を後押しし、推進すること。

4 【物価高騰への取組】

物価高騰は依然として市民生活や経済活動へ大きな影響を及ぼしている。引き続き、生活支援や経済活動への支援などは国や東京都の取組に連動して取り組むこと。また、歳出に対する物価高騰への対応は、これまでの実績や物価の上昇も踏まえ、高止まりを想定した上で積算しつつもコスト削減に努めること。

〔留意すべき事項〕

- (1) 市議会の予算決算特別委員会における提案等について、その趣旨を斟酌のうえ、新年度の予算編成ほか今後の事業展開に活かすこと。併せて、監査委員からの指摘事項に留意し、歳入・歳出ともその根拠や内容を組織内で十分議論・確認し、年間の所要額を見通した適切な予算編成を行うこと。
- (2) 多摩市自治基本条例に基づくまちづくりを基本に市民生活のさらなる推進を図るため、市民との対話や情報共有、市民団体・NPOなどと様々な分野での協働を一層推進すること。また、新たな担い手の確保や大学や地元企業との連携をさらに進めること。
- (3) 市民生活に影響する社会保障制度等、国や都による諸制度の改正動向に十分留意し、遺漏なきよう適切に対応するとともに、補助金等の有無に関する情報を把握、確認し、他部署での適用などを含め庁内で情報を共有し、複数部署での横断的な事業補助制度の活用など、積極的に新たな歳入確保に努めること。国の省庁横断的な補助制度についても積極的に活用していくこと。
- (4) 制度改正等の周知については、市民に理解を得られるよう工夫を図ること。また、昨今の状況を踏まえ、デジタル技術の活用を積極的に行い必要な情報が必要な人に届く手法を十分検討すること。
- (5) 行政評価と予算の連動の取組として、評価結果に基づく施策の方向性を予算編成に反映し、目的を達成している事業や代替の方策により実施可能な事業については廃止・縮小・統合など、精査・見直し等を行うこと。
- (6) 「行財政運営手法の転換」の観点から、民間活力の導入や他自治体との共同実施など、行政の役割を再検証し、根本から手法を見直すことに加え、一般財源に依存しない手法による取組についても引き続き推進すること。
- (7) 弾力的な人員配置による業務執行体制の構築など、より効率的かつ正確な事務執行体制の確立を図ること。このほか、都市計画税の有効な活用を図っていくため、都市基盤施設の整備・改修方法の検討を進めること。
- (8) 改めて予算編成やカルテ等の作成の意義を確認し、予算の積算根拠や計上数値の精査も図ること。特に、隔年で実施する事業の確認や、課を跨いで計上する予算についても注意し、近年増加している予算計上漏れによる流用の減少に努めること。
- (9) ワークショップ等の開催における市民の選出にあたっては、特に若い世代にも広く参加してもらえるよう検討していくこと。
- (10) 上記のほか、令和5年8月31日付企画政策部長通知文書「令和6年度予算要求書の提出について（依頼）」を確認の上、進めること。